

平成十八年一月

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の説明書

外

務

省

			一 概説	一
1	協定の成立経緯	一		
2	協定締結の意義	一		
	二 協定の内容	一		
1	総則（第一章）	一		
2	物品の貿易（第二章）	二		
3	原産地規則（第三章）	三		
4	税関手続（第四章）	二		
5	強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第五章）	一		
6	衛生植物検疫措置（第六章）	六		
7	投資（第七章）	七		
8	サービスの貿易（第八章）	八		
9	知的財産（第九章）	九		
10	反競争的行為の規制（第十章）	一〇		
11	ビジネス環境の整備（第十一章）	一一		
12	協力（第十二章）	一二		
13	紛争解決（第十三章）	一二		
14	最終規定（第十四章）	一四		
	附屬書	一三		

三 協定の実施のための国内措置

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十五年十二月の我が国とマレーシアとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十六年一月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十七年十二月十三日にクアラルンプールにおいて、我が方小泉内閣総理大臣と先方アブドウラ・アフマッド・バダウイ首相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、マレーシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百五十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取扱が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国が協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を公に利用可能なものにすること等について定める。（第三条）
- (4) 各締約国政府は、自国の法令に従つて、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること等を行うよう努める旨定める。（第四条）
- (5) 締約国政府の権限のある当局は、申請が提出された後合理的な期間内に、決定を申請者に通知し、申請者の要請に応じ、当該申

請の処理状況に関する情報を提供するよう努める旨定める。 (第五条)

- (6) 各締約国は、締約国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、独立した司法裁判所等を維持する旨定める。 (第六条)
- (7) 締約国政府の権限のある当局は、協定が対象とする事項に関する行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保し、関係者に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うこととを要求してはならない旨定める。 (第七条)
- (8) 各締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府が提供した情報の秘密性を保持する旨定める。 (第八条)
- (9) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。

(第九条)

- (10) 千九百九十四条のガット第二十条及び第二十一条の規定並びにサービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。 (第十条)

- (11) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認するとともに、協定と世界貿易機関設立協定との抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する旨定める。 (第十一条)
- (12) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。 (第十二条)
- (13) 両締約国政府の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する旨定める。 (第十三条)
- (14) 協定の効力発生の日に、十の小委員会を設置する旨定める。 (第十四条)
- (15) 両締約国間の連絡は、連絡部局を通じて円滑にする旨定める。 (第十五条)

2 物品の貿易（第二章）

- (1) 第二章における用語の定義について定める。 (第十六条)
- (2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。 (第十七条)
- (3) 一方の締約国は、千九百九十四条のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対し内国民待遇を与える旨定める。 (第十八条)

(4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従つて、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとともに、いずれの締約国も、他方の締約国の原産品について、当該表に従つて適用される税率より関税を引き上げてはならない旨定める。 (第十九条)

(5) 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。 (第二十条)

(6) いすれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定に従つて、その附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。 (第二十一条)

(7) 一方の締約国は、他方の締約国の產品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかかる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定める。 (第二十二条)

(8) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げる結果として、当該原産品が増加した数量で自國の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自國の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となつているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。 (第二十三条)

(9) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げない旨定める。 (第二十四条)

(10) 物品の貿易に関する小委員会の任務等について定める。 (第二十五条)

(11) 両締約国は、それぞれの自動車業界の参加を得て、マレーシアにおける自動車産業の競争力を一層強化するために協力する旨定める。 (第二十六条)

3 原産地規則（第三章）

(1) 第三章における用語の定義について定める。 (第二十七条)

- (2) 原産品について定めるとともに、產品の原産資格割合を算定する方式等について定める。 (第二十八条)
- (3) 一方の締約国の領域において產品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなす旨定めるとともに、原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる旨定める。 (第二十九条)
- (4) 附属書二に定める品目別規則において特定の產品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該產品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該產品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない旨定める。 (第三十条)
- (5) 產品は、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。 (第三十一条)
- (6) 他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。 (第三十二条)
- (7) 一定の条件を満たす產品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。 (第三十三条)
- (8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合において、これらの材料が原産材料であるか否かについて決定する方式等について定める。 (第三十四条)
- (9) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。 (第三十五条)
- (10) 產品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、考慮しない旨定める。 (第三十六条)
- (11) 產品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、考慮しない旨定める。 (第三十七条)
- (12) 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、產品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否

かを決定するに当たって考慮しない旨定めるとともに、產品の原產資格割合を算定するに当たり、當該產品が生産される締約國の原產材料とみなす旨定める。（第三十八条）

(13) 輸入締約国が、関稅上の特惠待遇を要求する輸入者に対し、原則として、輸出締約國の原產品についての原產地證明書の提出を要求すること等について定める。（第三十九条）

(14) 原產地證明書の發給等について定める。（第四十条）

(15) 輸入締約国は、產品が輸出締約國の原產品に当たるか否かについて、書面により事前の教示を行うよう努める旨定める。（第十四条）

(16) 各締約国は、輸出者等が、產品が輸出締約國の原產品でないことを知ったときは、當該輸出締約國の權限のある政府當局等に対し書面により遲滯なく通報すること等を行うことを自國の法令に従つて確保する旨定める。（第四十二条）

(17) 輸入締約國の關係當局は、關稅上の特惠待遇を与えられて輸入される產品が原產品であるか否かを決定するため、輸出締約國の權限のある政府當局に対し、產品が原產品であるか否かに関する情報を原產地證明書に基づいて要請することができる旨定める。（第四十三条）

(18) 輸入締約國の關係當局は、第四十三条规定する原產地證明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出者又は生產者の施設を訪問することを通じて、產品が原產品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること等を輸出締約國に対して要請することができる旨定める。（第四十四条）

(19) 輸入締約國の關係當局は、產品が原產品でないとき等は、當該產品に關稅上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。（第十四条）

四十五條)

(20) 各締約国は、第三章の規定に従つて提供された秘密の情報の秘密性を自國の法令に従つて保持する旨定める。（第四十六条）

(21) 各締約国は、虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適當な罰則その他の制裁を定め、又は維持するとともに、原產品でないことを知つたにもかかわらず通報することを怠つた輸出者等に対して適當と認める措置をとる旨定める。（第四十七条）

(22) 締約國間の連絡は、英語で行う旨定めるとともに、品目別規則の適用等に当たり、一般的に認められている會計原則に基づく適

用可能な評価方法を適用する旨定める。 (第四十八条)

(23) 原産地規則に関する小委員会の任務等について定める。 (第四十九条)

(24) 合同委員会は、協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する旨定める。 (第五十条)

4 税関手続（第四章）

(1) 第四章の適用範囲について定める。 (第五十一条)

(2) 第四章における用語の定義について定める。 (第五十二条)

(3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能なものにすることを確保する旨定める。 (第五十三条)

(4) 各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行うこと等について定める。 (第五十四条)

(5) 各締約国は、物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にするとともに、通過物品の通関を引き続き円滑に行うことの旨定める。 (第五十五条)

(6) 両締約国は、実施取極に定めるところにより、税関に係る事項に關し相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。 (第五十六条)

条
税関に係る事項に關する協力の分野には、能力の開発を含める旨定める。 (第五十七条)

(7) 税関手続に関する小委員会の任務等について定める。 (第五十八条)

5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第五章）

(1) 第五章の適用範囲及び目的について定める。 (第五十九条)

(2) 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に關する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に關する権利及び義務を再確認する旨定める。 (第六十条)

(3) 両締約国は、強制規格の調和及び一方の締約国による他方の締約国の強制規格の受入れについて定める。 (第六十一条)

(4) 一方の締約国は、可能なときは、他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れる旨定める。 (第六十二条)

(5) 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、両締約国が合意する分野において、相互承認に関する取決めの可能性について、交渉を開始する旨定める。 (第六十三条)

(6) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させる旨定める。 (第六十四条)

(7) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の任務等について定める。 (第六十五条)

(8) 各締約国政府は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国政府からのあらゆる妥当な照会に応じ、並びに適當な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国政府に提供する照会所を指定する旨定める。 (第六十六条)

(9) 第十三章に定める紛争解決手続は、第五章の規定については、適用しない旨定める。 (第六十七条)

6 衛生植物検疫措置（第六章）

(1) 第六章の適用範囲について定める。 (第六十八条)

(2) 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める。 (第六十九条)

(3) 衛生植物検疫措置に関する小委員会の任務等について定める。 (第七十条)

(4) 各締約国政府は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国政府からの妥当な照会に応じ、及び適當な場合には他方の締約国政府に関連する情報を提供する照会所を指定する旨定める。 (第七十一条)

(5) 第十三章に定める紛争解決手続は、第六章の規定については、適用しない旨定める。 (第七十二条)

7 投資（第七章）

(1) 第七章の適用範囲について定める。 (第七十三条)

(2) 第七章における用語の定義について定める。 (第七十四条)

(3) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。 (第七十五条)

(4) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最惠国待遇を与える旨定める。 (第七十六条)

- (5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇等を与える旨定める。 (第七十七条)
- (6) 一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える旨定める。 (第七十八条)
- (7) 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定めるとともに、両締約国は、協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を検討することを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う旨定める。 (第七十九条)
- (8) 附属書四に掲げ、かつ、星印 (*) を付した分野等に記載される現行措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される旨定める。附属書四に掲げ、かつ、星印 (*) を付していない分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持義務も課されないが、当該分野等に記号 (+) が付される場合を除くほか、既存の投資家及び既存の投資財産に対し、直前に適用される措置よりも更に制限的に措置の改正等を行わない義務が課される旨定める。 (第八十条)
- (9) 締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。 (第八十一条)
- (10) 一方の締約国は、武力紛争等により自国内にある投資活動に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える旨定める。 (第八十二条)
- (11) 各締約国は、自国に向けた又は自国からのすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に自由利用可能通貨によって行われることを認める旨定める。 (第八十三条)
- (12) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。 (第八十四条)
- (13) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。 (第八十五条)
- (14) 一方の締約国は、自国の出入国管理に関する法令に従い、他方の締約国の投資家等に対し、入国及び一時的な滞在を認め、並びに労働の許可を与える旨定める。 (第八十六条)

(15) 一方の締約国は、第十条の規定に従つて、第七章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、他方の締約国にその旨を通報する旨定める。 (第八十七条)

(16) いずれの締約国も、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。 (第八十八条)

(17) 各締約国は、第七章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない旨定める。 (第八十九条)

(18) 一方の締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励してはならない旨定める。 (第九十条)

(19) 一方の締約国は、第三国の投資家が所有し、又は支配する他方の締約国の企業及びその投資財産に対し、一定の場合には、第七章の利益を否認することができる旨定める。 (第九十一条)

(20) 両締約国は、投資の促進及び円滑化に関し、協力する旨定める。 (第九十二条)

(21) 投資に関する小委員会の任務等について定める。 (第九十三条)

8 サービスの貿易 (第八章)

(1) 第八章の適用範囲について定める。 (第九十四条)

(2) 第八章における用語の定義について定める。 (第九十五条)

(3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 (第九十六条)

(4) 一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。 (第九十七条)

(5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となつていらないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。 (第九十八条)

(6) 各締約国は、特定の約束を附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する旨定める。 (第九十九条)

- (7) 特定の約束に係る表の修正手続について定める。 (第一百条)
- (8) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、締約国が附属書七の自国の表に記載する分野等に関する措置を除き、最惠国待遇を与える旨定める。 (第一百一条)
- (9) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可等に関連する措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと等の基準に適合することを確保するよう努める旨定める。 (第一百二条)
- (10) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。 (第一百三条)
- (11) 一方の締約国が他方の締約国に対し、第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼす自国の法令及びその改正に関する情報を提供すること等について定める。 (第一百四条)
- (12) 一方の締約国は、自国内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第八章に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。 (第一百五条)
- (13) 両締約国は、協定の効力発生後五年以内にセーフガード措置を適用するための相互に受け入れ可能なガイドライン及び手続を作成するため、協定の効力発生後一年以内に討議を開始する旨定める。 (第一百六条)
- (14) 締約国は、第一百八条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。 (第一百七条)
- (15) 國際收支及び对外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。 (第一百八条)
- (16) 一方の締約国は、第三国の者によって所有され、又は支配される他方の締約国の法人に対し、一定の場合には、第八章の利益を否認することができる旨定める。 (第一百九条)
- (17) サービスの貿易に関する小委員会の任務等について定める。 (第一百十条)
- (18) 両締約国は、サービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、協定の効力発生後五年以内に最初の見直しを行う旨定め

9 知的財産（第九章）

(1) 両締約国が、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとること等について定める。（第一百十二条）

(2) 第九章における用語の定義について定める。（第一百十三条）

(3) 各締約国は、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇を与える旨定める。（第一百十四条）

(4) 各締約国は、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に最惠国待遇を与える旨定める。（第一百十五条）

(5) 各締約国が、知的財産に関する行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等について定める。（第一百十六条）

(6) 知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するために各締約国がとる措置について定める。（第一百十七条）

(7) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。（第一百十八条）

(8) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。（第一百十九条）

(9) 各締約国が意匠の保護に関して負う義務について定める。（第一百二十条）

(10) 各締約国が商標の保護に関して負う義務について定める。（第一百二十一條）

(11) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。（第一百二十二条）

(12) 各締約国が植物の新品種の保護に関して負う義務について定める。（第一百二十三条）

(13) 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める旨定める。（第一百二十四条）

(14) 各締約国は、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める旨定める。（第一百二十五条）

(15) 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害者に対し、損害を補償するために適當な賠償を請求する権利を有することを確保する旨定める。（第一百二十六条）

- (16) 各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。 (第二百二十七条)
 - (17) 両締約国は、実施取極に定める分野及び形態において、知的財産の分野における協力をを行う旨定める。 (第二百二十八条)
 - (18) 知的財産に関する小委員会の任務等について定める。 (第二百二十九条)
 - (19) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。 (第二百三十条)
- 10 反競争的行為の規制 (第十章)
- (1) 各締約国は、反競争的行為に対し適当と認める措置をとる旨定める。 (第二百三十二条)
 - (2) 両締約国は、実施取極で定める詳細及び手続に従つて、反競争的行為の規制の分野において協力する旨定める。 (第二百三十二条)
 - (3) 第十三章に定める紛争解決手続は、第十章の規定については、適用しない旨定める。 (第二百三十三条)
- 11 ビジネス環境の整備 (第十一章)
- (1) 一方の締約国政府は、他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するためには適当な措置をとる旨定めるとともに、両締約国政府は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとる旨定める。 (第二百三十四条)
 - (2) ビジネス環境の整備に関する小委員会の任務等について定める。 (第二百三十五条)
 - (3) 両締約国は、ビジネス環境の整備に関する小委員会による勧告を考慮する旨定める。 (第二百三十六条)
 - (4) 各締約国は、ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、及び維持する旨定める。 (第二百三十七条)
 - (5) 第十三章に定める紛争解決手続は、第十一章の規定については、適用しない旨定める。 (第二百三十八条)
- 12 協力 (第十二章)
- (1) 両締約国政府は、相互の利益に資する協定に基づく協力を促進する旨定めるとともに、第十二章の目的について定める。 (第二百三十九条)

(2) 第十二章の規定に基づく協力の分野について定める。 (第一百四十条)

(3) 第十二章の規定に基づく協力の範囲及び形態は、実施取極で定める旨定める。 (第一百四十一一条)

(4) 第十二章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする旨定めるとともに、当該協力に関する費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する旨定める。 (第一百四十二条)

(5) 協力に関する小委員会の任務等について定める。 (第一百四十三条)

(6) 第十三章に定める紛争解決手続は、第十二章の規定については、適用しない旨定める。 (第一百四十四条)

13 紛争解決（第十三章）

(1) 第十三章の適用範囲について定める。 (第一百四十五条)

(2) 一方の締約国は、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。 (第一百四十六条)

(3) 両締約国は、あっせん、調停又は仲介について隨時合意することができる旨定める。 (第一百四十七条)

(4) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。 (第一百四十八条)

(5) 仲裁裁判所の任務について定める。 (第一百四十九条)

(6) 仲裁裁判手続について定める。 (第一百五十条)

(7) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。 (第一百五十二条)

(8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。 (第一百五十三条)

(9) 仲裁裁判所の費用について定める。 (第一百五十三条)

14 最終規定（第十四章）

(1) 協定の目次並びに章及び条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。 (第一百五十四条)

(2) 両締約国は、協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う旨定める。 (第一百五十五条)

- 15 (3) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第百五十六条)
- (4) 協定の改正について定める。 (第百五十七条)
- (5) 協定の効力発生について定める。 (第百五十八条)
- (6) 協定の終了について定める。 (第百五十九条)

附屬書

- (1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。 (附屬書二)
- これらの概要是、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(1) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千二百七十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千五百十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約六百七十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千九十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百二十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水產品約二千三百四十品目のうち、約九百七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定、除外品目又は再協議の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 生鮮のマンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ及びランブータン等について、関税を即時撤廃する。
- ・ 生鮮バナナについて、関税割当を設定する。(枠内税率は無税、関税割当数量は一年につき千トン)
- ・ 合板以外の林產品については関税を即時撤廃する。合板については協定の一般的見直しの際に再協議を行う。
- ・ マーガリンについて、関税を引き下げるとともに、協定発効後五年目に再協議を行う。
- ・ ココア調製品(砂糖を含まないもの)について、一部を除き協定発効後一定の期間をおいた後に関税を撤廃する。
- ・ ソーセージ等の一部の肉調製品について、協定発効後四年目に再協議を行う。

口 マレーシアによる関税撤廃等の概要

(1) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約一万五百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千八百六十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約二千五百八十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約百五十品目になる。

分野別では、鉱工業品約七千三百品目のうち約七十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水產品約三千二百九十五品目のうち、約八十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定又は除外品目の各分類で対応する。

(2) 主要品目の概要

- ・ 生鮮のりんご、なし及びかき等について、関税を即時撤廃する。
- ・ 実質上すべての鉄鋼・鉄鋼製品の関税を協定発効後十年以内に撤廃する。関税を即時撤廃しない鉄鋼・鉄鋼製品のすべてについて、合意された条件を満たす場合には、関税を適用しない。
- ・ すべての現地完全組立ての乗用自動車について、関税を即時撤廃する。
- ・ シリンダー容積が三千立方センチメートルを超える完成された乗用自動車については、関税を協定発効後段階的に引き下げ、二千八年及び二十九年に五パーセント以下とした後、二十年に撤廃する。シリンダー容積が二千立方センチメートル以上三千立方センチメートル未満の完成された乗用自動車等については、関税を協定発効後段階的に引き下げ、二十年に撤廃する。その他の完成車（一部を除く。）については、関税を段階的に引き下げ、二十五年に撤廃する。
- 品目別原産地規則について定める。（附属書二）
- 原産地証明書の必要的記載事項について定める。（附属書三）
- 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない措置に關し各締約国が付する留保について定める。（附属書四）
- これらの概要是、次のとおりである。

イ 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業、上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っているほか、すべての分野において、公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等にのみ認められている特定の活動及び補助金に関し三の将来の措置に関する留保を行つており、また、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行つている。

ロ マレーシアによる留保

すべての分野において、補助金等、土地取引等、規制当局による許可、株式等の取得及び企業等の合併又は買収、東南アジア諸国連合の協定に基づく特恵待遇、民営化等、公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等にのみ認められている特定の活動、ブミプトラ等並びに協定の効力発生時に確立していなかつた分野に関する十の留保を行つているほか、すべてのサービス業の分野、製造業、農林水産業、鉱業、石油及びガス業、採石業、特別の法人並びにユニット・トラストの分野において、二十五の将来の措置に関する留保を行つている。

金融サービスに関する第八章の補足規定について定める。 (附属書五)

(6) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。 (附属書六)

これらの概要是、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

各分野に共通の約束として、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービス（海上運送サービス等）の分類に従い、日本国約束表上百三十九分野が掲げられている。

ロ マレーシアによる特定の約束

各分野に共通の約束として、マレーシアの会社の資産等の取得、合併又は買収に関する措置、土地及び関連財産並びに不動産の取得等に関する措置、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置等を掲げているほか、実務サービス（運転者を伴わない賃貸のサービス等）、通信サービス（電気通信サービス等）、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、教育サービス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関するサービス（ホテル及び旅行業のサービス）、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービス（海上運送のサービス）の分類に従い、マレーシアの約束表上六十を超える分野が掲げられている。

(7)

サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。（附属書七）

これらの概要是、次のとおりである。

イ 我が国による最恵国待遇の免除

マレーシアに対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス、国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）、エネルギー・サービス及び漁業に関するサービスを掲げている。

ロ マレーシアによる最恵国待遇の免除

運転者を伴わない賃貸のサービス（建設及び事務の機械及び機器に関するもの）並びに機器の保守及び修理（マレーシアで製造された機械及び機器に限る。）のサービス分野におけるあらゆる態様の提供におけるサービスの貿易に影響を与えるすべての措置について最恵国待遇を日本国に対して与えることが記載される。

16

実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三

協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定の原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出される。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。

